

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和4年1月11日（火）午前8時55分～午前10時15分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長
 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
- 幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「令和4年度当初予算案について」を説明してください。

部 長 一般会計については、予算額約317億8,000万円で前年度比約14億6,000万円、4.8%の増となっています。増額した主な要因としては、市民ホール改修工事や調布都市計画道路3・4・16号線整備費（岩戸北区間）の用地取得等の実施のほか、新型コロナウイルス感染症ワクチンの3回目接種に係る経費や介護保険特別会計から計上替えとなる重層的支援体制整備事業の開始に伴って新設した地域包括支援センター事業等によるものです。特別会計は、全体では予算額約174億8,400万円で前年度比約8億5,900万円、5.2%の増となっています。下水道事業会計は、収益的収支の収入が前年度比約3,000万円、2.0%の増、支出が約4,300万円、3.1%の減、資本的収支の収入が前年度比約5,800万円、19.3%の増、支出が約6,200万円、13.6%の増となっています。なお、一般会計については、歳出額に対して、歳入額が3,000万円程、不足している状況ですが、予算案の確定までに財源の調整を行います。また、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計も現在調整中です。

 続いて、「補助金評価概要（令和3年度末に終期を迎える補助金）」を御覧ください。令和4年度予算編成の中で、令和3年度末に終期を迎える補助金について、整理しています。終期を迎える24件の補助金のうち、継続を21件、拡充を1件、廃止を2件としています。

 本庁議で了承いただいた後、各課に内示を行います。その後、復活要求があれば1月14日までに財政課まで連絡をお願いします。復活の財源はありませんので、部内での組替えで対応をお願いします。また、予算に併せて要綱等の改正が必要なものについても、対応をお願いします。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項2「狛江市DX戦略（案）について」を説明してください。

部長 国の自治体DX推進計画の趣旨を踏まえ、デジタル技術を活用した利用者中心の行政サービスへの変革を推進するために狛江市DX戦略（案）を策定し、令和3年12月23日開催の行政情報化推進委員会において承認されましたので審議をお願いします。

狛江市DX戦略（案）の構成としては「DXに向けた動き」、「DX戦略の概要」、「DX戦略の方向性」、「DX戦略の進め方」となっており、DXの基本理念であるミッションを「デジタルの力で人にやさしいまちの実現」とし、DXで実現する未来像であるビジョンを「デジタルを強みに、力強く未来を拓く市役所の実現（庁内のDX）」、「行政手続きはオンラインで、『モバイル市役所』の実現（行政サービスのDX）」、「デジタルをノーマルに、モバイルで地域のつながりを実現（地域社会のDX）」と定め、狛江市が目指すべき方向性やDXの進め方、考え方を明確にするとともに、全ての職員が価値観を共有することで、職員一人ひとりが「他人ごと」ではなく「自分ごと」として捉え、組織を挙げて、効果的にDXを推進することを目指すものとしています。

各部で内容を確認いただき、意見等がありましたら1月14日までに情報政策課へ連絡をお願いします。

市長 特に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて審議事項3「成年年齢引下げに伴う狛江市の対応（案）について」を説明してください。

部長 平成30年6月13日に民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日に施行されます。成年年齢の引下げに伴う狛江市の対応については、資料のとおりとします。

まず、団体登録の要件に関する基本的な考え方についてです。現在市内の公共施設等を利用するための団体登録の要件の一つに、代表者の年齢に関する規定がありますが、令和4年4月1日からの団体登録の代表者については、民法上成年とされる18歳以上と統一します。なお、年齢要件のほか、各団体登録の要件については、現在庁内の関係部署にて検討しているところです。一定の整理が完了したら改めて庁議にて報告します。

次に、その他年齢要件を定めている事項についてです。団体登録の要件のほか、年齢要件を定めている事項については、令和4年4月1日から原則として民法上成年とされる18歳以上を対象とすることとします。ただし、事業等の性質上、特別な理由がある場合については、別に決定することとしま

す。

以上の2点を狛江市の対応として、審議いただき、全庁的な方針として決定させていただければと思います。また、各部においては、年齢要件等の変更について、市民に周知を行うとともに、現在、調整中の例規改正等の対応をお願いします。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

続いてですが、その他5にある「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応について」を審議事項4として、関連のある報告事項とともに説明してください。

部長 東京都の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が1月7日に開催され、決定事項の情報提供がありました。内容については追加資料のとおりですが、オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応として、基本的な考え方が示されています。

まず、感染者数の急速な増加は医療提供体制のひっ迫のみならず、社会活動の基盤さえも揺らぎかねない事態に至ることも危惧されています。また、直面する感染拡大の備え医療提供体制を強化しつつ、都民、事業者及び行政が危機感を共有し、感染防止に対する強い意識と自主的な取組によって感染拡大を防いでいくことが基本的な考え方となります。この考え方を基にした緊急対応期間は令和4年1月11日から31日までとなっています。対応概要として、オミクロン株の感染拡大防止の対応を3点実施するものです。

1点目は医療提供体制の強化、2点目は都民及び事業者に対する協力依頼・要請、3点目は都の率先行動と挙げられています。その中の協力・要請として、都民向けには3密の回避及び基本的な感染防止対策の徹底、また発熱等の症状がある場合は帰省や旅行を控えるよう協力要請をすることとしており、感染に不安を感じる都民に対して検査を受けることを要請しています。事業者向けについては「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける感染防止徹底点検済証の交付を受け、かつこれを店頭に表示している飲食店等に対し、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力依頼をするほか、業種別ガイドラインの遵守を要請するとしています。事業者向けの協力依頼等について施設の種類別に対応が異なっていますので、各部において確認をしてください。イベント開催及び施設利用について、密を避ける・備品の消毒等基本的な感染防止策を徹底するよう要請がありますので、再度周知をしてください。また長時間に及ぶ飲食等の感染リスクの高い行動を避けるよう利用者等へ注意喚起を行うよう協力の要請をすることとしています。

現在、市民センター及び各地域センターでは飲食を許可しているところで

もありますので、意見等を伺います。

部 長 公民館及び体育施設に関しては、原則、飲食することが目的の施設ではないため、引き続き感染防止等の周知などの啓発を図っていきます。

部 長 地域センター・地区センターにおいても公民館等に準じるものとしませんが、既に決まっている利用等については、注意しながら実施していただく方向でよろしいかと思います。

市 長 それでは既に決まっている利用等については、基本的な感染防止策の徹底のもと使用していただく形とします。パーティション等を使用してもらうほか、飲食についても短時間で行うよう協力を促してください。

部 長 新規で申出のあるものについては、極力避けていただく形でよろしいでしょうか。

市 長 その方向でお願いします。

部 長 公園等での飲食についても、公共施設に準じて協力を促すという形とします。

市 長 学校や保育園や介護施設等についても協力要請を行うとしておりますが、既に行っていますので、今一度周知等を行ってください。

イベントについては、該当する大規模なイベントはありませんが、これまでどおりの対応を行っていきます。

そのほか、関連して情報があれば説明してください。

部 長 新型コロナウイルス感染症の感染状況についてです。多摩府中保健所によりますと管内で年明けから1月4日までの陽性者の合計は6名でしたが、それ以降1月6日から1月9日までの陽性者の合計が70～80名になっており、1月9日の陽性者が50名であるとの情報が入ってきています。市内の陽性者については、数名から10名程となっています。オミクロン株による感染かどうかについては情報は入ってきていません。管内の陽性者が100件を超える場合には、自宅療養者支援のために情報提供を行うとの連絡が来ています。

また、狛江市薬剤師会からは自宅療養者に対して、内服が必要になった方向けに、東京都薬剤師会の夜間・休日の調剤ができる薬局として狛江市周辺にもある薬局が位置付けられたとの報告のほか、狛江市薬剤師会としても、必要な場合には調剤したものを届けるといった対応をいただけるとの情報が出ています。

市 長 狛江市を含めた多摩府中保健所管内においても徐々に感染者が増えていきますので、一層の対応強化が必要です。抗原検査を活用しながら、早めの対応をしてください。重症化については、基礎疾患をお持ちの方の合併症による重症化等も考えられますので、対策をお願いします。

続いて、これに関連して、報告事項4にあります「職員の在宅勤務の対象となる業務の試行的取扱いの実施結果と今後の方向性について」を報告してください。

部長

令和3年10月26日付け事務連絡「職員の在宅勤務の対象となる業務について」に基づき、同日から12月28日までに実施した在宅勤務の試行的取扱いの実施結果について、利用実績は30件でした。内訳は、1 やむを得ず在宅勤務の対象として認められる場合の(2) 家族の発熱、学校等の休業指示等により自宅待機が求められている場合が4件、(4) 傷病等に伴い物理的に登庁することが困難な場合が2件、2 業務の特性により在宅勤務の対象として認められる場合の(2) 職員課が実施するオンライン研修に参加する場合が21件、(3) 午後5時15分以降に開催時間が設定されるオンライン会議に参加する場合が3件となっています。1の(4) 傷病等に伴い物理的に登庁することが困難な場合には、妊娠に伴うケースの利用があるものの、母子保健健診休暇等との併用ができないことが明らかになりました。更に現在併用できないその他の休暇等についても新たに対象に組み込むべきことが明らかになりました。また1の(2) 家族の発熱、学校等の休業指示等により自宅待機が求められている場合における在宅勤務の結果から、①会議、その他資料の作成、②例規制定改廃、③予算編成、予算資料の作成、④調査回答、統計の作成、⑤マニュアル作成及び⑥データ入力作業等、中断なく事務に集中できる執務環境を確保することによって業務生産性の向上が期待できる場合について、2の(3) 午後5時15分以降に開催時間が設定されるオンライン会議に参加する場合と併せて在宅勤務の対象とすべきことが明らかとなりました。このように在宅勤務の試行的取扱いの実施過程において、新たな在宅勤務の需要が認識されたところです。

以上の在宅勤務の試行的取扱い及び新たな在宅勤務需要の認識を踏まえ、在宅勤務のバリエーションをより広範囲に設定し、職員の意識啓発及び自己能力の開発を図り、創造的かつ建設的な企画や研究成果等の「提案力」を向上させることを目指し、新たに①小学校就学始期に達するまでの子を養育する又は要介護者を介護する職員で、身体的又は生活環境的事由により一時的な見守りが必要な場合、妊娠中又は配偶者が妊娠中の場合、③傷病等により通勤困難であるが在宅勤務に支障がない場合、④職員又はその親族が新型インフルエンザ等に感染若しくは患している場合等で自宅待機又は出勤を見合わせるよう協力を求められた者であり在宅勤務を行うことに問題がない場合、⑤在宅勤務で業務の生産性の向上が期待できると所属長が認める場合、⑥市の行政運営全般について、職員の意識啓発及び自己能力の開発を図り、創造的かつ建設的な企画や研究成果等を提案できる場合、⑦半日単位の

年次有給休暇を組み合わせる場合、⑧狛江市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則又は狛江市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に定める「日」を単位として付与するものを除く休暇等及び狛江市職員の育児休業等に関する条例に定める部分休業を取得する場合、⑨1日又は半日勤務時間の研修を組み合わせる場合、⑩半日勤務時間の出張の場合及び⑪その他市長が特に理由があると認める場合の11分類に再編することを旨とし、現在制度として施行するための例規整備に着手し、本日中に要綱を公布する方向で進めています。

市長 新型コロナウイルス感染症対策の中で、東京都ではテレワーク強化として、経済団体を通して企業へ取組の強化を要請されています。テレワーク・パワーアップ作戦とし、社内のテレワークの推進状況をチェックリストで点検し、点検を踏まえ実施目標を各社で設定をするようにしています。また、東京都職員が率先行動をするとして、管理職は原則的終日テレワークとし、会食については認証店で4人以内かつ90分以内となっていますので、基本的にはこれに倣ってください。その他質問等ありますか。

副市長 テレワークについて、SIMフリー端末やブースの設置等の環境整備が行われていますので活用をしてください。ここで挙げられているのは定性的な効果であって、コストに対しての定量的な効果を見せていかなければなりません。できれば令和4年4月から各部において職員の座席を1割削減することを目標に考えてください。DX戦略もありますが、デスクは共用とするようにお願いします。

また、東京都でもテレワークが行われていますが、民間施設のテレワーク活用は認められていないとのことでした。市庁舎を東京都の職員が利用することも提案できると考えています。

市長 テレワークを行う上での行財政改革として、環境整備が必要です。デスク自体の必要な大きさを考え、レイアウト等変更していくほか、残業や休日等への振替により出勤する際にも、フロア全体の照明をつけざるを得ない状況も見受けられますので、照明の付いたデスクへの変更により、環境面や照明の明るさの向上による健康面を踏まえる等、執務環境も併せて考えなければなりません。テレワークについては、庁舎内に設置しているブースや在宅勤務等を活用して行ってください。その他質問等ありますか。

部長 504会議室の状況について、利用の際には各課から予約を入れますが、予定の変更により、利用しなくなっても予約を消していないケースが見受けられます。会議室の活用についても改めて周知をお願いします。

副市長 会議室利用のルール化も検討しながら、職員への周知をしてください。

部長 会議の進め方について、現在でも長時間に及ぶ会議があります。資料を事

前に送付する等により、短時間で行えるようにする等、改めて対応をお願いします。

市長 市民を含めた会議や庁内の会議等ありますが、新しい生活様式に沿った会議の方法を職員に浸透させるよう、各部で議論してください。その他ありませんか。

部長 テレワークに伴って、庁内端末の外部への持ち出しが必要になりますが、現在例規の改正を行っており、事前申請後、端末の外部への持ち出しを許可する流れになりますので、準備が整い次第改めて周知します。

市長 テレワークの環境としては在宅勤務だけではなく、近隣の施設を利用することもできますので、活用してください。他になければ、本件を了承とします。

続いて、報告事項6「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の受付体制等について」もここで報告してください。

部長 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が令和3年11月19日に閣議決定され、この趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、地方公共団体において実施する事業です。

給付対象者は、令和3年12月10日時点において、市の住民基本台帳に記録されている者であって、住民税非課税世帯及び家計急変世帯の世帯主となります。住民税非課税世帯とは、同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和3年度分の市町村民税均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者のいずれかに該当する者である世帯となります。また、家計急変世帯とは、住民税非課税世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月の前月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯となります。なお、給付対象者及び世帯については、例外がありますので、内容については、資料の注1及び注2を確認してください。

支給額は、1世帯当たり給付額は10万円となります。支給対象世帯数は、住民税非課税世帯が約8,600世帯、家計急変世帯が約1,400世帯で合計10,000世帯を想定しています。

支給の方式は、住民税非課税世帯についてはプッシュ型給付を行います。プッシュ型給付とは、市が対象世帯の世帯主宛てに確認書を発送し、対象世帯の世帯主は確認書を返送し、市が指定銀行口座に振り込む方式の給付です。

なお、DV等避難者で居住地に住民票を移されていない方等については非課税分申請書による申請が必要になります。家計急変世帯についても家計急変分申請書による申請が必要です。

福祉政策課の体制については、501 会議室にて専用外線 4 本を設置し、委託業者による申請書の受付、電話対応及びシステムへの入力等を予定しています。

スケジュールについては、1 月 24 日にナビダイヤルを開設し、問合せへの対応を開始する予定です。現在、問合せが数件ございますが、福祉政策課で対応しています。

システムによる抽出ができない例外的な対応が必要な世帯を除きますが、2 月 15 日号の広報こまえて周知を行うとともに、非課税世帯に確認書の発送を予定しています。資料では、市ホームページ、SNS 等で申請情報の周知を開始するとしていますが、問合せ状況に応じて遡って公開できるよう準備を進めています。また、3 月 1 日に例外的な対応が必要な非課税世帯への確認書の発送、非課税世帯の非課税分申請書及び家計急変世帯の家計急変分申請書の受付開始を予定しています。

申請と振込に関するスケジュール（案）として、2 月末、3 月末及び 4 月末にそれぞれ締め日を設定し、それぞれ締め日の翌月中旬に振込を行う予定としています。なお、国より振込事務の集中回避が求められていることから指定金融機関と協議を行い、五十日等を避けて支給を行う予定です。

各文書の提出期限については、国の支給要領第 2 部の第 5 の規定に従い、確認書については、確認書発送日の翌日から 90 日経過した日である 5 月 16 日を、非課税分申請書及び家計急変分申請書については、9 月 30 日を予定しています。

501 会議室における給付業務については、令和 4 年末には終了する予定です。また、令和 3 年 12 月 22 日付けの令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱によれば、国から DV 等避難者、施設入所等児童、措置入所等障がい者・高齢者、ホームレス等全庁的にまたがる留意事項が規定されていますので、今後、担当部署と個別に調整を図りながら進めていきたいと考えています。

市長 次に、その他 6 にある「新型コロナワクチン 3 回目接種の最新スケジュールについて」もここで説明してください。

部長 新型コロナワクチン 2 回目接種完了後、3 回目接種までの接種間隔について、国から正式に前倒しを可能とする旨の通知があったこと及び武田／モデルナ社製ワクチンの十分な供給が決定したことを踏まえ、前倒しに向けてスケジュールの詳細を検討し、狛江市として 1 月 29 日の岩戸児童センター会

場での接種を皮切りに一般市民への接種を本格的に開始することとしました。

次に、接種券の発送について、資料の「接種券発送スケジュール」を御覧ください。現時点で令和3年6月8日までに2回目の接種を完了された方に対しては発送済みです。令和3年7月31日までに接種している昭和32年4月1日までに生まれた65歳以上の方に対しては1月14日までに、同じく64歳以下の方に対しては1月21日までに接種券を発送します。2回目接種が8月以降の方に対しては、資料のとおりとし、2回目接種から6箇月を経過する前までに接種券を発送する予定です。

次に、集団接種会場については、1・2回目接種と同じく上和泉地域センター及び岩戸児童センターを集団接種会場として使用します。また、身体の不自由な方に対する移動支援のため、上和泉地域センター会場については、1・2回目と同様シャトルバスの運行及び両会場への往復についてタクシー運賃助成を実施します。なお、タクシー運賃助成については、今回から身体障害者手帳の対象を3級まで、愛の手帳の対象を3度まで拡大することとします。

また、資料下段には、令和3年12月28日に開催した市長・狛江市医師会の片山会長・慈恵医科大学第三病院の平本副院長による新型コロナワクチン接種に係る座談会のうち、3回目接種の効果や交接種等、気になる点についてお話いただいた部分のダイジェストになります。医師の立場から、3回目接種に対する見解を掲載することで、市民の3回目接種への不安解消を図っていきます。なお、本座談会の内容全文については、市ホームページに現在掲載しています。

最後に、1・2回目接種同様、各部から接種会場への応援職員の選出について、今回は対象を主任以上とし、土日のみの対応とし、基本的に振替休日の取得での対応をお願いします。依頼の詳細は、庁議後に改めて通知しますので、協力をお願いします。

なお、現時点でのスケジュール等となりますので、今後、国のワクチンの供給ペースや感染状況等により、変更等が出てくる場合も考えられますが、1・2回目同様、市民の感染予防を第一に、柔軟な対応を心がけます。

市 長 現在のワクチン供給について、また医療従事者の接種の日程について教えてください。また、現時点でワクチンは供給されていますか。

部 長 ワクチン供給については、武田／モデルナ社製ワクチンが6箱供給されることが確定しています。医療従事者への接種については、武田／モデルナ社製ワクチンで、慈恵医科大学附属第三病院については終了していますが、医師会の接種については1月16日からと聞いています。また現時点で示して

いる接種分については供給分で対応可能です。

市長 以上が新型コロナウイルス感染症対策及びオミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応についてです。

次に、報告事項1「令和4年1・2月の委員会等の予定及び令和4年第1回定例会について」を報告してください。

部長 閉会中の常任委員会は、総務文教常任委員会を1月26日、社会常任委員会を1月27日、建設環境常任委員会を1月31日にいずれも9時から開催します。また、第1回定例会開催のための会派代表者会議を2月16日に、議会運営委員会・議案説明会を2月18日に開催する予定です。開催場所については、議会運営委員会は第二委員会室、議案説明会は本会議場で開催します。

次に、第1回定例会の日程について説明します。第1回定例会は、2月24日を初日とし、一般質問は3月3日、4日、7日の3日間、総務文教常任委員会は3月9日、社会常任委員会は10日、建設環境常任委員会は11日に開会します。予算特別委員会は、3月16日、17日、22日までの3日間を予定し、23日は予備日とします。最終日前の議会運営委員会を3月29日に行い、最終日は30日を予定しています。

市長 続いて、報告事項2「令和4年狛江市議会第1回定例関係事務日程等について」を説明してください。

部長 定例会提出予定議案締切を1月18日とし、その審議を25日の庁議においてお願いします。定例会議案原稿、行政報告、請願陳情状況報告、一般質問措置状況及び一部事務組合会議結果報告の締切を1月31日とし、第1回定例会の告示は2月17日に行います。2ページ目に起案等のスケジュールを記載しています。

市長 続いて、報告事項3「地方公共団体情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドのロードマップについて」を報告してください。

部長 国が進めている地方公共団体情報システムの標準化・共通化対応、また、ガバメントクラウドへの移行についてロードマップを作成し、令和3年12月23日の行政情報化推進委員会にて承認されましたので報告します。

現在、各基幹系システムのサーバにおいては、防災センター5階のサーバ室にオンプレミスで構築し、安定的な運用を行っていますが、令和7年度末までに、基幹20業務を、国のガバメントクラウド上で運用を開始するものとなります。資料の狛江市におけるガバメントクラウド対応スケジュールにもあるように、現在、令和3年度から4年度までで、先行自治体がガバメントクラウドへの移行を実施しています。その結果を経て、各自治体へ今後の詳細が示される見込みとなっていますが、狛江市の基幹系業務の多くを占め

る Acrocity の標準化・共通化の対応予定は業務別に令和 6 年 3 月若しくは令和 7 年 3 月となっています。

今後の進め方については、令和 4 年 1 月下旬から 2 月にかけて、DX に係る庁内委員会及び部会を設置し、この中でガバメントクラウドの移行についても対応に当たっていきたいと考えています。後日改めて庁内組織の設置については庁議に付議します。

また、資料の「地方公共団体情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドのロードマップ」は、市の基幹系業務の運用状況となっています。現在、オンプレミスとなっているものがほとんどですが、今後、リース終了のタイミング等を計りながら、ガバメントクラウドに移行していくこととなりますので、各基幹系業務システムの担当部においては対応をお願いします。

市 長 続いて、報告事項 5「狛江市おくやみハンドブック作成に係る協定書の締結について」を説明してください。

部 長 死亡後の遺族の負担軽減を目的とし、現在おくやみコーナー設置等に向けた準備を進めています。また、死亡後に必要な手続を更にわかりやすくするため、令和 3 年 12 月 21 日付けで狛江市おくやみハンドブック作成に係る協定書を株式会社鎌倉新書と締結しました。費用は、同ハンドブック内に掲載する広告料等で制作しますので、市としての費用負担はありません。作成部数は 1,500 部で、配付は令和 4 年 6 月を予定しています。市民課窓口及び宿直室で配付し、市ホームページヘッダーでも掲載予定です。なお、現在死亡後の手続きに関連する部署に掲載する原稿の照会を行っています。

市 長 続いて、報告事項 7「PayPay 銀行の収納代理金融機関指定について」を説明してください。

部 長 令和 4 年 4 月 1 日より、PayPay 銀行株式会社を、市の収納代理金融機関として指定することとなりました。

PayPay 銀行は、いわゆるインターネット銀行であるため、窓口での収納は行わず、口座振替のみの取扱いとなります。今回、取扱いが可能となる費目は、資料のとおりとなります。

関係部署においては、納入通知書の印刷時等に注意をお願いします。なお、PayPay 銀行へ提出する口座振替依頼書の受付については、指定開始の 4 月 1 日からとなり、3 月以前に送付されたものは受け付けられないとのことで注意してください。

市 長 年度間の対応については、間違えないよう、注意してください。

その他ありますか。

部 長 こまえ初春まつりの実施結果についてです。1 月 9 日に 2 年ぶりに開催された「第 7 回こまえ初春まつり」は、約 10,000 人の来場がありました。御

協力いただいた皆様に、この場を借りて御礼申し上げます。

部 長 当日会場で築堤の工事状況、河道掘削及びぼかぼか広場等これまでの取組についてパネル展示を行い、100名以上の来場がありました。市民の理解が進んでいるようにも見えますので、今後他の機会においてもパネルの展示を行っていきたいと思います。

部 長 出初式についても無事実施でき、炊き出しのカレーについても早々に170食分の整理券を配り終えました。また、自衛隊車両の乗車等についても好評をいただいています。

部 長 むいから民家園会場についても400名の来場者がありました。

市 長 他にありますか。

部 長 令和3年のラスパイレス指数についてです。令和3年4月1日を基準とした全国自治体のラスパイレス指数について、令和3年12月24日付けで総務省のホームページ上にて公表されました。また、都内区市町村のラスパイレス指数についても同日に都ホームページにて公表されています。

粕江市の令和3年のラスパイレス指数は、99.0となり、前年比0.5ポイント減となりました。全国の政令市・中核市を除く市町村順位は、公表対象である上位50位までに入っていません。東京都26市中の順位は、指数が高い順で22位となっています。なお、ラスパイレス指数については、毎年全議員に情報提供しており、令和3年についても、通知文を発出しています。

市 長 他にありますか。

部 長 絵手紙ロードシートの増設についてです。市内全域を美術館とみため、絵手紙作品を中心に市内各所に展示する「粕江市まるごと美術館」事業の一環として令和2年度に設置した絵手紙ロードシートを令和3年度も増設します。

設置場所については、地域センターや郵便局前等の各施設の付近30箇所です。2月1日から3日にかけて設置・貼付する予定です。ロードシートのデザインについては、引き続き名誉市民である小池邦夫先生の作品を使用します。なお、小池先生は、愛媛県松山市において、令和3年度のスポーツ文化栄誉賞を受賞され、現在のところ、その表彰式を1月26日に、松山市長が粕江市に来庁され、小池先生に直接賞状等をお渡しする予定となっています。

市 長 他にありますか。

部 長 自動起動機能付きラジオの配付についてです。粕江市地域見守り活動支援対象者名簿に登録があり、個別計画を策定されている方を対象に自動起動機能付きラジオの配付を予定しています。

自動起動機能付きラジオについては、当初令和3年9月頃の配付を予定し

ていましたが、半導体不足の影響を受け製造及び納品が遅れていたところ、令和2年末に調達することができました。なお、当初は対象者へ勸奨通知等を送付し、申請書をいただいた方へ審査の上、ラジオの無償貸与決定を行い、市役所の窓口にてラジオの配付を想定していましたが、対象者の方々の中には窓口への来庁が困難な方がいることから、そのような方々については申請書とともにラジオ配付希望届を提出いただき、狛江市民生委員・児童委員の方々とも連携をして直接自宅へラジオをお届けする想定で現在調整を行っており、調整が済み次第、勸奨通知の発送を予定しています。

市長 災害等はいつ起きるかわかりませんので、できるだけ早めの配付をお願いします。他にありますか。

部長 令和4年狛江市成人式の実施結果についてです。令和4年1月10日に市民総合体育館にて成人式を実施しました。今回は2部制にて開催するとともにオンライン配信も併せて行いました。全国的にも新型コロナウイルスの感染者数が増加傾向にある中での開催となりましたが、換気消毒等の感染症対策に加えて席を指定席にする等、対策を施した上で開催に臨みました。当日は、大きな混乱もなく、無事開催でき、1部205人、2部203人に参加いただき、オンライン配信については1部約190人、2部約100人に視聴いただきました。

市長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、令和4年1月18日午前9時00分から開催します。